

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

朝日町長 矢野 純男

| | |
|-------------------|-----------------------|
| 市町村名 (市町村コード) | 朝日町 (24343) |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 埋縄地区 (埋縄) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和6年10月21日 (第 1 回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

現在、地域の担い手1者に当地区の約59%を集積・集約している。しかし、果樹を経営作目としていることから、水田の集積・集約を促進するためには、埋め立て等による畑地化を行う必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地域の主要作物は、以前までの水稻・麦から果樹への転換が進んでいる。今後も、地権者や地域の理解を得ながら、耕作を継続していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|---------|
| 区域内の農用地等面積 | 2.64 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 2.64 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、かつ、農地所有者や耕作者の意向が確認できた農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

| |
|--|
| (1)農用地の集積、集約化の方針 |
| 地権者や地域の合意形成を図り、農地バンクを通じた担い手への集積・集約化を進める。 |
| (2)農地中間管理機構の活用方針 |
| 農地バンクへの貸付を基本とし、担い手の経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。 |
| (3)基盤整備事業への取組方針 |
| 必要に応じた修繕・改修等を検討していく。 |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 |
| 畑地化が難しい農地については、地域外も含めた担い手への貸付を検討する。 |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 |
| 作業の効率化が期待できる作業は、委託による実施を検討する。 |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

| | | | | |
|------------------------------------|--------------------------------------|----------------------------------|--|--|
| <input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input checked="" type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等 | <input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等 | <input type="checkbox"/> ⑧農業用施設 | <input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等 | <input type="checkbox"/> ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

④⑤地権者や地域の理解が得られた水田は、畑地化を進め、果樹の栽培に切り替えていく。